平成２４年（フ）第３０８号
奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１番10―103号、前住所奈良県香芝市瓦口2118番地サンモール21―302号
債務者　森本　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
岡山県倉敷市中畝１丁目７番47号グランドール105号室
債務者　増田　奈美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
沖縄県那覇市金城５丁目６番地６　コーポ高良207
債務者　與儀キミ子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７７号
沖縄県那覇市若狭３丁目23番15号　嶺井マンション101
債務者　小浜　一将
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１２４号
栃木県佐野市浅沼町841番地１　中央ハウス７号棟201
債務者　奥濱　高志
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第２１８０号
横浜市青葉区市ケ尾町425番地１　エスポアール中山103号室
債務者　富田美保子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８１号
横浜市青葉区市ケ尾町425番地１　エスポアール中山103号室
債務者　富田　正昭
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９３号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目３番48号
債務者　高橋　　弘
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９４号
神奈川県茅ヶ崎市柳島２丁目３番48号
債務者　高橋　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３５７号
横浜市金沢区東朝比奈２丁目６番14号
債務者　國本　映子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０１号
神奈川県大和市渋谷３丁目２番地１　セレス千本桜403号
債務者　安藤　　実
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４０２号
神奈川県大和市渋谷３丁目２番地１　セレス千本桜403号
債務者　安藤真由美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等の期日変更

平成２４年（フ）第２４８号
愛知県一宮市八幡１丁目５番22号　ロックハイツ一宮201号
破産者　鷲津　秀樹
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前11時30分
平成24年11月16日
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１９５号
山梨県南アルプス市下高砂167番地
破産者　山本　清人
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３５５号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―202号
破産者　木下めぐみ
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６４号
名古屋市名東区亀の井２丁目120番地　大幸ハイツ301号
破産者　永井　紀子
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部